

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

平成15年7月
経済産業省

1. 政令改正の背景

近年、国民生活センターに寄せられた消費者トラブルをみると、いわゆるパソコン教室及び結婚相手紹介サービスにおいて、中途解約や勧誘方法に関する消費者トラブルが増加している。

2. 政令改正の概要

(1) 特定継続的役務提供の規制対象に2役務を追加

上記の状況にかんがみ、特定商取引に関する法律における特定継続的役務提供の規制対象に以下の役務を追加する。なお、追加された役務に係る役務提供事業者等に対しては、書面交付義務、不適正な勧誘行為（不実告知、威迫困惑行為）の禁止、クーリング・オフ、中途解約時の損害賠償額の制限等の規制が適用されることとなる。

電子計算機又はワードプロセッサの操作に関する知識又は技術の教授
（いわゆるパソコン教室）

結婚を希望する者への異性の紹介（いわゆる結婚相手紹介サービス）

なお、上記2役務ともに、2か月を超える継続的役務を対象とする。

(2) 新規追加2役務に関する中途解約時の精算ルールの整備

中途解約が役務提供開始前の場合、事業者が初期費用として消費者に請求できる金額（それ以外の前払金は返還する必要がある）の上限を以下のとおり設定

- ・パソコン教室：1万5000円
- ・結婚相手紹介サービス：3万円

中途解約が役務提供開始後の場合、既に提供された役務に対する費用の他、損害賠償として事業者が請求できる金額の上限（それ以外の前払金は返還する必要がある）を以下のとおり設定

- ・パソコン教室：5万円又は契約残額の20%のうち低い額
- ・結婚相手紹介サービス：2万円又は契約残額の20%のうち低い額

(3) 新規追加2役務の関連商品

役務契約をクーリング・オフ又は中途解約した場合に可能な関連商品の範囲を以下のとおりとする。

- ・パソコン教室：電子計算機及びワードプロセッサ、書籍、CD-ROM等
- ・結婚相手紹介サービス：指輪等の装身具、真珠・貴石・半貴石

3. 施行日

平成16年1月1日(木)

(問い合わせ先)

経済産業省商務情報政策局消費経済部消費経済政策課

担当：荒木、橋本

TEL：03-3501-1511(内線)4281

03-3501-1905(直通)

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定継続的役務提供の期間及び金額を定めること。
(第十一条関係)

第二 特定継続的役務の範囲を定めること。
(第十二条関係)

第三 関連商品の範囲を定めること。
(第十四条関係)

第四 特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額を定めること。
(第十五条関係)

第五 契約の締結及び履行に通常要する費用の額を定めること。
(第十六条関係)

政令第 号

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第四十一条第一項第一号及び第二項、第四十八条第二項、第四十九条第二項第一号口及び第二号並びに第六十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の一の項第三欄中「二の項」を「以下この表」に改め、同表に次のように加える。

五 電子計算機又はワードプロセッサの操作に関する知識又は技術の教授	二月	五万円又は契約残額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額	一万五千元
六 結婚を希望する者への異性の紹介	二月	二万円又は契約残額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額	三万円

別表第六に次の二号を加える。

三 別表第五の五の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品

イ 電子計算機及びワードプロセッサ並びにこれらの部品及び附属品

ロ 書籍

ハ 磁気的方法又は光学的方法により音、映像又はプログラムを記録した物

四 別表第五の六の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品

イ 真珠並びに貴石及び半貴石

ロ 指輪その他の装身具

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 特定商取引に関する法律第四十二条第二項及び第三項、第四十八条並びに第四十九条の規定は、この政令の施行前にこの政令による改正後の特定商取引に関する法律施行令別表第五の五の項及び六の項第一欄に掲げる特定継続的役務又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利につき締結された特定継続的役

務提供契約又は特定権利販売契約については、適用しない。

理由

特定商取引に関する法律の特定継続的役務として、電子計算機又はワードプロセッサの操作に関する知識又は技術の教授及び結婚を希望する者への異性の紹介を追加指定する必要があるからである。

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

改正案

現行

別表第五（第十一条、第十二条、第十五条、第十六条関係）

五 電子計算機 又はワードプ ロセッサの	二、四（略）	一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと。	特定継続的役務
二月		一月	特定継続的役務提供の期間
五万円又は契約残額の百分の二十に相当する額のいずれか低		二万円又は当該特定継続的役務提供契約に係る特定継続的役務の対価の総額から提供された特定継続的役務の対価に相当する額を控除した額（以下この表において「契約残額」という。）の百分の十に相当する額のいずれか低い額	契約の解除によつて通常生ずる損害の額
一万五千元		二万円	契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
二、四（略）		一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと。	特定継続的役務
		一月	特定継続的役務提供の期間
		二万円又は当該特定継続的役務提供契約に係る特定継続的役務の対価の総額から提供された特定継続的役務の対価に相当する額を控除した額（二の項において「契約残額」という。）の百分の十に相当する額のいずれか低い額	契約の解除によつて通常生ずる損害の額
		二万円	契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

操作に関する知識又は技術の教授		い額	
六 結婚を希望する者への異性の紹介	二月	二万円又は契約残額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額	三万円

別表第六（第十四条関係）

一・二（略）

- 三 別表第五の五の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
 - イ 電子計算機及びワードプロセッサ並びにこれらの部品及び附属品
 - ロ 書籍
 - ハ 磁気的方法又は光学的方法により音、映像又はプログラムを記録した物
- 四 別表第五の六の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
 - イ 真珠並びに貴石及び半貴石
 - ロ 指輪その他の装身具

別表第六（第十四条関係）

一・二（略）

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）

（定義）

第四十一条 この章において「特定継続的役務提供」とは、次に掲げるものをいう。

一 役務提供事業者が、特定継続的役務をそれぞれの特定継続的役務ごとに政令で定める期間を超える期間にわたり提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額を超える金銭を支払うことを約する契約（以下この章において「特定継続的役務提供契約」という。）を締結して行う特定継続的役務の提供

二 販売業者が、特定継続的役務の提供（前号の政令で定める期間を超える期間にわたり提供するものに限る。）を受け、る権利を前号の政令で定める金額を超える金銭を受け取つて販売する契約（以下この章において「特定権利販売契約」という。）を締結して行う特定継続的役務の提供を受ける権利の販売

2 この章及び第六十七条第一項において「特定継続的役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

一 役務の提供を受ける者の身体の美化又は知識若しくは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもつて誘引が行われるもの

二 役務の性質上、前号に規定する目的が実現するかどうかが確實でないもの

（特定継続的役務提供における書面の交付）

第四十二条（略）

2 役務提供事業者は、特定継続的役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、次の事項について当該特定継続的役務提供契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者に交付しなければならぬ。

一（七）（略）

3 販売業者は、特定権利販売契約を締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、次の事項について当該特定権利販売契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に交付しなければならぬ。

一（七）（略）

（書類の備付け及び閲覧等）

第四十五条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供に係る前払取引（特定継続的役務提供に先立つてその相手方から政令で定める金額を超える金銭を受領する特定継続的役務提供に係る取引をいう。次項において同じ。）を行うときは、経済産業省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に備え置かなければならぬ。

2 (略)

(特定継続的役務提供等契約の解除等)

第四十八条 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約を締結した場合におけるその特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる。

2 前項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合において、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務の提供に際し特定継続的役務提供受領者等が購入する必要がある商品として政令で定める商品(以下この章において「関連商品」という。)の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、当該商品の販売に係る契約(以下この条及び次条において「関連商品販売契約」という。)についても、前項と同様とする。ただし、特定継続的役務提供受領者等が第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した場合において、関連商品であつてその使用若しくは一部の消費により価格が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは、この限りでない。

3 8 (略)

第四十九条 役務提供事業者が特定継続的役務提供契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第四十二条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、将来に向かつてその特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる。

2 役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

一 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合 次の額を合算した額

イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額

ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

二 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

3 7 (略)

(経過措置)

第六十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）

（特定継続的役務提供の期間及び金額）

第十一条 法第四十一条第一項第一号の政令で定める期間は、別表第五の第一欄に掲げる特定継続的役務ごとに同表の第二欄に掲げる期間とする。

2 法第四十一条第一項第一号の政令で定める金額は、五万円とする。

（特定継続的役務）

第十二条 法第四十一条第二項の特定継続的役務は、別表第五の第一欄に掲げる役務とする。

（法第四十八条第二項の政令で定める関連商品）

第十四条 法第四十八条第二項本文の政令で定める関連商品は、別表第六に掲げる商品とする。

2 法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品は、別表第六第一号イ及びロに掲げる関連商品とする。

（法第四十九条第二項第一号口の政令で定める額）

第十五条 法第四十九条第二項第一号口の政令で定める額は、別表第五の第一欄に掲げる特定継続的役務ごとに同表の第三欄に掲げる額とする。

（法第四十九条第二項第二号の政令で定める額）

第十六条 法第四十九条第二項第二号の政令で定める額は、別表第五の第一欄に掲げる特定継続的役務ごとに同表の第四欄に掲げる額とする。